



佐藤 佳弘氏 〔株〕情報文化総合研究所 代表取締役

東北大学を卒業後、富士通(株)に入社。その後、東京都立高等学校教諭、(株)NTTデータを経て、現在は(株)情報文化総合研究所 代表取締役、武蔵野大学 名誉教授、総務省自治大学校 講師、愛知県人権施策推進審議会委員。

専門は、社会情報学。1999年4月に学術博士(東京大学)を取得。主な著書に「インターネットと人権侵害」や「ネット中傷 駆け込み寺」など。

1. ネット上の悪質投稿

「ママごめんね、もう頑張れない。ママ幸せに生きてね」ネット上で多くの中傷投稿を受けた女子プロレスラーの木村花さんは、母親の響子さんに最後のメッセージを残して、2020年5月に自らの命を絶った。警視庁の調べによると、亡くなるまでの3か月間に約200アカウントから300件の中傷投稿を受けていたという。200アカウントということは、およそ200人が木村花さんに対して中傷していたということである。会ったこともない赤の他人から「いつ死ぬの」などの言葉を浴びせられ、さぞかし苦しい思いをしたのであろうと思われる。

ネット上は悪質な投稿で溢れている。誹謗中傷だけではない。名誉毀損、差別、脅迫、信用毀損、プライバシー侵害、デマ、誤情報、詐欺などによる被害が後を絶たない。総務省の支援事業である違法・有害情報相談センターに寄せられる相談件数は、年間6,000件に上っている。被害を受けた人は必ず相談機関に連絡するとは限らないため、この件数が氷山の一角であることは容易に想像できる。

違法・有害情報相談センターによると、相談者が求めているのは投稿の削除である。被害者の救済とは、まず投稿の削除なのである。2002年5月に施行されたプロバイダ責任制限法には、削除に関する規定があった。しかし、削除の要件が権利侵害であったため、被害者は現実的には裁判所の手続きに頼らざるを得なかった。なぜなら、権利侵害を判定するのは、当事者でもなく民間企業でもなく裁判所だからである。当然のことながら裁判手続きには弁護士費用がかかる、手間もかかる、

時間もかかる。被害者は一方的に多大な負担と苦痛を強いられてきたのである。

2. 被害者の救済

プロバイダ責任制限法が改正され、2025年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行された。しかしながら、法の建付けは変わっておらず、権利侵害の明白性が削除の要件になったままである。変わった点もある。事業者が権利侵害の調査をさせようとしている点である。事業者が権利侵害調査専門員を置かせて、この専門員が権利侵害を調査としている。これまで裁判所が行ってきた判定を民間事業者に委ねたのである。だが、民間事業者に委ねたところで、民間事業者側が行う権利侵害の判定に法的な裏付けはない。プライバシー侵害も障害者差別もヘイトスピーチも部落差別も、違法とする根拠の法が存在していないのである。民間事業者は安易に権利侵害と決め付けて削除できない。相変わらず被害者は削除を求めるのならば、これまでと同様に裁判所の手続きが必要になるのである。

被害者が削除を申し出たならば、事業者は14日以内(総務省令では7日以内)に被害者に対処を通知することになった。これをもって「2週間で削除される」と誤解されている。情報流通プラットフォーム対処法は、対応の迅速化と運用状況の透明化を義務付けた法であり、削除を義務付けた法ではない。また、すべてのサービス事業者を対象としているわけではない。月間発信者が1,000万人を超える大規模プラットフォームが対象であり、中小規模の事業者やレンタルサーバーは対象外である。現にYouTube上にあった部落探訪は、掲載場所を変えて被差別部落の識別情報の掲載を続けている。大規模プラットフォームさえ使わなければ、差別情報も中傷投稿も事実上は野放し状態が続くことになる。

ネット上の情報流通が正常化する日は、はたして来るのであろうか。あてのない「その日」に向かって、私たちは少しずつでも歩み続けるしかないようである。

